

富ト協

ニュース

2024
09
Vol.609



第3回小学生絵画コンクール優秀作品
高岡市立横田小学校3年 島美結さん

題名「フクフクいっぱい!!富山たんけんトラック」
いろんな国の人たちと春夏秋冬のすてきな富山をたくさんたんけんしてみんなと友だちになれる。みんなと心がつながって笑顔いっぱいあわせいっぱいになる。

荷主要請文を発出しました	1
第55回富山県トラックドライバーコンテスト女性部門優勝者インタビュー	4
低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業（補助金）	7
エイジフレンドリー補助金	9
経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業（補助金）	13
会員名簿変更のお知らせ	15
（広告）中部交通共済協同組合	16

一般社団法人富山県トラック協会

〒939-2708 富山市婦中町島本郷1-5 TEL:076-495-8800 FAX:076-495-1600
HP:<https://www.toyamatrucking.or.jp>

改正標準的な運賃と取引環境改善のための 荷主協力依頼文を发出了しました

令和6年8月19日

発着荷主の皆様へ

国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局
富山県商工労働部
(一社)富山県トラック協会
(公印省略)

改正「標準的な運賃」と取引環境改善へのご理解とご協力のお願い

平素はトラック運送事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業界では、本年4月からトラックドライバー等に時間外労働の上限規制が適用されることによる運転時間減少により、以前と同等の輸送能力維持が困難となることが懸念され、輸送効率向上や人材確保に取り組んでいるところです。

国においては「標準的な運賃」平均8%引上げをはじめとした所要の改正を行うとともにトラックGメン等の配置による荷主企業への是正指導を行い、効率的な輸送の実現と労働環境改善に取り組んでいるところです。

しかしながら、多くのトラック運送事業者は適正な運賃・料金を収受できておらず、待機時間や契約外の付帯作業等を強いられている現状にあり、今般、事業者の窮状をご理解いただくとともに、安定した輸送力を確保するためにも下記事項につきまして、特段のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

【ご理解とご協力をお願いしたい事項】

労働環境改善や人材確保の為、価格転嫁が不可欠であることにご理解いただき、国が示す「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等をご参考に、

①改正「標準的な運賃」を尊重した適正な運賃・料金による契約への見直し

例：待機時間や積込・取卸し等付帯作業がある場合の運賃との別建て支払
設定したリードタイムを理由とした有料道路利用時の料金負担
冷蔵・冷凍車等のような特殊車両には運賃割増率を考慮した運賃を設定

②労働環境改善を阻害する「荷待時間」削減と「契約外の荷役作業」の見直し等

例：荷待時間を把握し、予約システム等の導入検討
荷役作業を自社従業員に行わせる

【既に見直しにご協力いただいている荷主の皆様】

既に本趣旨にご理解ご協力いただき、協議を実施又は見直しを実施されている荷主の皆様におかれましては、ご協力を厚く感謝申し上げます。

《問い合わせ先》 国土交通省 北陸信越運輸局 富山運輸支局 TEL 076-415-0111
富山県 商工労働部 立地通商課 TEL 076-444-3400
一般社団法人富山県トラック協会 TEL 076-495-8800

トラック輸送の新たな「標準的運賃」が

告示されました

トラック運送業は、他産業と比較して、長時間労働・低賃金の傾向にあり、運転従事者数が減少しています。この問題に対処するため、令和6年度より時間外労働の限度時間が設定されました。

ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないために、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境の改善に向けた「標準的運賃」にご協力をお願いします。



「標準貨物自動車運送約款」も同時に改正しています

運送契約の締結時に、附帯業務の有無、附帯業務料や燃料サーチャージなどを記載した書面の交付を必要としております。こちらについてもご理解とご協力をお願いいたします。

運賃と料金を含む運送契約の条件に関して

トラック運送事業者に対して積極的に協議の場を設けるとともに、トラック運送事業者からの申し出にご協力よろしくお願いたしました



お願い

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会は、発注者と受注者それぞれが採るべき行動/求められる行動を12の行動指針として取りまとめました。当該指針では、「標準的運賃」などの公表資料に基づき、受注者側が提示する価格について、発注者側が尊重することなどが盛り込まれています。



国土交通省



詳しくは国土交通省HPをご覧ください。新たな運賃・解説集を掲載しています。



トラック輸送の「標準的運賃」が

告示されました

令和6年
3月

令和2年、トラック運送事業者が自社の適正な運賃を算出し、荷主との運賃交渉に臨むにあたっての参考指標として、「標準的運賃」制度を創設しました。

令和6年、燃料高騰分や高速道路料金なども含めて適正に転嫁できるよう、運賃水準の引上げ、荷待ち・荷役などの輸送以外のサービスの対価について標準的水準、下請けに発注する際の手数料などの多様な運賃・料金を設定した新たな「標準的運賃」を告示しました。



標準的運賃の活用により期待される効果

- ▶ 標準的運賃を参考として、自社での原価計算結果により事業継続に必要なコストに見合った対価を収受することで、
- ▶ ドライバーの賃金水準が引き上がり、労働環境の改善につながります
- ▶ 法令に則った事業の安定化を実現できます



お願い

物流の健全な維持・発展の為に、新たな「標準的運賃」を荷主との積極的な交渉に活用してください



国土交通省



詳しくは国土交通省HPをご覧ください。新たな運賃・解説集を掲載しています。



新たな「標準的運賃」を 告示しました

トラック運送事業者が自社の原価を適切に把握し、荷主との運賃交渉を行う際の参考指標である「標準的運賃」制度が、より活用しやすい形に改正されます

標準的運賃の概要

単位：円

平均8%引上げ

キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,190	23,060	29,070
20km	17,710	20,430	26,110	33,160
30km	19,630	22,660	29,160	37,240

単位：円

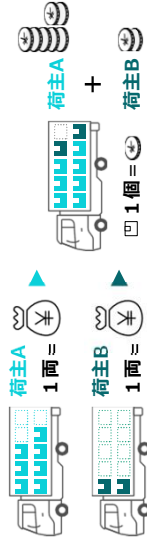
平均8%引上げ

種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
8時間制	39,380	46,640	60,090	76,840
基礎額	23,630	27,980	36,050	46,100

参照：距離制運賃表、時間制運賃表（関東運輸局）より一部抜粋

Ⅲ. 個建運賃

共同輸配送等を念頭に、「個建運賃」を設定



Ⅳ. 運賃割増率

▶ 速達割増等

リードタイムが短い運送の際の「速達割増」（逆にリードタイムを長く設定した場合の割引）や、有料道路を利用しないことによるドライバーの運転の長時間化を考慮した割増を設定

- ▶ 休日割増（日曜祝祭日） 2割
- ▶ 深夜・早朝割増（22時～5時） 2割

▶ 特殊車両割増

冷蔵・冷凍車	小型車・中型車・大型車・トレーラーの2割
海上コンテナ輸送車	トレーラーの4割
セメントバレル輸送車	大型車又はトレーラーの2割
ダンプ車	大型車の2割
コンクリートミキサー車	大型車の2割
石油製品輸送車	大型車又はトレーラーの3割
化成製品輸送車	大型車又はトレーラーの4割
高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラーの5割以上

トラック運送事業者の皆様へのお願い

- 労務費や燃料費等のコストを運賃・料金として適正に収受できるよう、**標準的運賃の考え方も参考に、原価計算を**行いましょう。
- 荷主等との運賃交渉の際に、標準的運賃を活用しましょう。標準的運賃等の公表資料を用いて提示した価格については、**合理的な根拠があるものとして尊重すべきものと**されています*。
- 荷主等が運賃交渉に応じてくれない、運賃・料金を不当に据え置かれる等の場合には、トラックGメンによる**是正指導の対象**となる場合があります。**全国のトラックGメンに情報をお寄せください。**
- 「**点検整備の未実施**」「**最低賃金法に基づき定められた最低限度額より低い賃金の支払い**」「**社会保険への未加入**」等は法令違反です。法令違反が確認された場合には、行政処分を行います。



トラックGメン
ウェブサイト



「標準的運賃」の活用を行い

適切な運賃の収受への

ご協力をよろしくお願いたします

国土交通省HPに「標準的運賃Q&A集」を掲載しております。新運賃適用の際にご参照ください。



国土交通省HP

V. 待機時間/VI. 積込料・取卸料、附帯業務料

運送以外の役務を行う場合は、運賃とは別に料金として収受

項目	4tクラス中型車の例
待機時間料	1,760円/30分 ※30分を超える場合
積込料・取卸料	2,180円/30分（機械荷役の場合） 2,100円/30分（手荷役の場合）
附帯業務料	運賃とは別に実費として収受

合計2時間を超えた場合は、割増率5割を加算

VII. 利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に収受（運賃から差し引くのではなく、運賃に上乗せして荷主から収受）

VIII. 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより収受

IX. その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

X. 燃料サーチャージ

120円を基準価格とし、軽油価格の変動に応じて設定できるよう、算出方法や燃料価格上昇サーチャージ等を提示



新たな料金表は
国土交通HPに
掲載しています

荷主の皆様へのお願い

- トラック運送事業者が、運賃交渉の際に、標準的運賃等の公表資料を用いて提示した価格については、**合理的な根拠があるものとして尊重してください***。
- 荷主等が運賃交渉に応じない、運賃・料金を不当に据え置く、荷待ち・荷役の対価を支払わない等の行為は、**トラックGメンによる是正指導の対象**となる場合があります。
- 荷主の皆様におかれては、トラック運送事業者の適正運賃収受に向けてご理解・ご協力をお願いいたします。

参照：労務費の適切な証跡のための価格交渉に関する指針（令和5年11月、内閣府及び公正取引委員会）

「第55回富山県トラックドライバー・コンテスト」女性部門 優勝 (株) スリーティ運輸 本社 北山 穂乃花 さん



～ 平常心、いつも通りが私のスタイル ～



トラックドライバー・コンテスト事務局は、本年6月15日に開催した「第55回富山県トラックドライバー・コンテスト女性部門の部」で優勝されました(株)スリーティ運輸本社勤務の北山穂乃花さんに同社においてインタビューをさせていただきました。

優勝おめでとうございます。改めて優勝者としての率直な感想をお聞かせください。

大会当日は自分が優勝するとは思っていなかったので実感が湧かなかったんです。会社の表彰式で表彰されたり、自分の名前が大きく貼り出されたりして後から「優勝したんだ」という実感が出てきましたね。



北山さん

結果を出すために、やはり地道に努力された訳ですね。

優勝する前と優勝後、御自身の運転業務や交通事故防止への取組みに変化はありましたか？

元々、安全運転には努めていましたが、コンテストに出場して、より一層安全運転に配慮しなくては、と思う気持ちが強くなりましたね。

点検整備もきっちりと基本に沿って点検するようになりました。

昨年優勝された佐野さんに引き続き御社は女性部門で2連覇となりましたが、プレッシャーとかはありませんでしたか？

プレッシャーが無かったと言えば嘘になりますけど。(笑)でもあんまり気張ると私、失敗するタイプなんです。特別頑張ろうという気持ちがなくて、何をするにも平常心、いつも通りが私のスタイルなんです。

だから、自分は自分、と割り切って練習していました。運転練習は、社内に運転コースを作って頂いて練習していましたし、点検整備の練習もマニュアルを覚えて上司に見て貰って2週間びっちり業務が終わってから練習しました。

学科は、答えを覚えて、何故この答えになるのか分からない問題は自分で調べて勉強しましたね。



北山さん

コンテスト会場には事業所の皆様も応援に来ておられました。色々サポートを受けられたと思いますが、改めて皆様にお伝えしたいことはありますか。

練習に付き合ってくれた方には本当に感謝の気持ちしかありません。

コンテスト当日、社の方々も応援に来ておりましたが、『本当は来て欲しくなかったんですよ。目立つことが好きじゃなくて(笑)』



事前講習

コンテストから少し離れますが、ドライバーになろうと思ったきっかけは何ですか。

また、入社を希望された理由を教えてくださいませんか。

元々、建築関係の仕事をしていましたので中型免許は持っていてダンプに乗って仕事をしていました。

免許もあるし、運送の仕事もしてみたいと思ったのですがイメージとしてやっぱり運送業というのは男性の仕事という部分があるじゃないですか。

でも、この会社で面接した時、女性でも十分活躍できるというイメージがありました。

女性が入社しやすい会社だと思います。最近、女性ドライバーが本当に増えたんですよ。

👉 朝倉常務のここがポイント 👈

女性が独身で入社し、結婚して出産、育児を経て職場に復帰、全ての過程において継続して勤務して頂く、その実績が整った2年前から女性を積極的に採用しています。

ドライバー・コンテストや運行管理者試験などスキルアップに繋がる経験もさせ人材育成を図り、長く勤務出来る環境がある事をアピールしています。女性が増えて分かってきたこともたくさんあり、女性ならではの良さが乗務の中でもたくさん出ています。

それと上司が女性を評価してくれているのは働きやすい環境に繋がっていますよね。（北山さん）



点検競技



運転競技

協会は女性ドライバーが活躍する姿を紹介するためにドライバー・コンテストでも色々とおアピールしてきました。

そこでですが、女性ドライバーの皆様が益々元気で活躍できるようにトラック協会にはこういった取り組みをして欲しい、あるいは、こういった情報を発信して欲しいなどありましたらお聞かせ下さい。

私達は自社以外に県内でどれだけの女性ドライバーがいるのかわからないんですよ。面接で初めて分かるみたい。多分ドライバーを希望しようとする女性は、皆さん実態が分からず、そう思っていると思います。

会社で女性ドライバーが何人いるのかをもっとアピール、公表すれば「なら私もやってみようかな」という女性が増えると思いますね。そうした情報を公開して欲しいですね。

事業者には、募集する際、女性ドライバーを含めて実態や将来の展望など分かりやすくアピールする必要がありますね。

トラック協会としてもホームページや富ト協ニュースなどを活用して女性ドライバーの活躍を紹介した記事やスキルアップできる研修やセミナー、トラック女子会(仮称)など気軽に女性ドライバーが参加できるようなイベントを企画し、将来的にはドライバー同士の交流の場として活用できればと考えております。

その時はぜひご参加頂きたいと思います。



受賞状況

最後の質問になります。県内にも多くの女性ドライバーの皆様が活躍されています。

折角の機会ですのでドライバー・コンテスト優勝者として日々がんばっている女性ドライバーの皆様に応援メッセージをお願い致します。

女性ドライバーの方がトラックを運転しているのはよく見かけますね。

これまでは女性ドライバーを見ても、すれ違った際に「今は女性だったな」と思う程度でしたが、ドラコンに出てドライバーとして評価もされたことで、女性ドライバーも「もっと活躍して欲しいな」と思うようになりましたね。

コンテストに出ることで自身のスキルアップに繋がって、そこで活躍すれば社内での評価も上がる、コンテストには積極的に出た方が良くと思います。

ありがとうございます。トラック協会としても様々な機会を通じて安全能力を高めるためのドライバー・コンテストへの積極的な参加を呼び掛けていきたいと思っています。

本日は大変お忙しいところありがとうございました。



全員で記念撮影



業務中の北山さん



2 連覇

余西次長のワンポイント

どこに行っても仲良く話をするなど荷主様からの評判も良い女性ドライバーです。

出場したドライバーからもコンテストは能力を高めるためにも良い機会だと言われており、今回の出場を勧めました。

編集後記

今回のインタビューには御多忙の中、萩原社長様、朝倉常務様、余西次長様も御同席なされ、大変感謝しております。

コンテストで発揮された強さの裏側には、地道な努力と平常心によって自己をコントロールする高いスキルがあることが分かりました。淡々と話される中にも芯の強さも感じ、思い浮かんだ言葉は「クール&ビューティ」。

一方で休日のドライブ旅行や好きなラーメンを食べてストレス発散、リフレッシュされているそうです。

今回も素晴らしい優勝者にインタビューをさせて頂きました。今後益々の御活躍を祈念しております。

ドライバー・コンテスト。ドライバーの能力を高めると同時に事務局の能力も高めてくれています。(感謝)

中小トラック運送事業者の皆様へ

令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)

低炭素型ディーゼルトラックの導入で 補助金申請ができます！

低炭素型ディーゼルトラック(※)を購入またはリースで導入した場合、
補助金申請ができます。

対象:令和6年4月1日～令和7年1月31日に新車新規登録された事業用車両



本事業は、中小トラック事業者が低炭素型ディーゼルトラック(※)を導入し、エコドライブを含む燃費改善の取り組みを継続的に実施・改善する体制を構築することにより、二酸化炭素の排出削減を図り、地球環境保全に資することを目的とした補助事業です。

必要な書類をそろえて申請いただき、審査を通過すると補助金が交付されます。

※低炭素型ディーゼルトラック

2015年度燃費基準を大型車は+5%以上、中型車及び小型車は+10%以上達成した車両 具体的には、排出ガス規制識別記号が、下記の新車新規登録車両

車型区分(車両総重量)	補助対象となる排出ガス規制識別記号
大型 (12t超)	「2TG」「2RG」「2PG」
中型 (7.5t超～12t以下)	「2TG」「2RG」
小型 (3.5t超～7.5t以下)	

令和6年4月1日から令和7年1月31日の間に新車新規登録された事業用車両で所有権が留保されていないこと。

型式に「改」の付く車両は、公募要領にて適否を確認ください。

- j-Grants(補助システム)で申請する場合は、[J-Grantsサイト](#)よりアクセスください。
- 電子メール申請の場合は、事前登録が必要です。[弊機構ホームページを参照ください](#)

概要

- ・受付期間：令和 6 年 6 月 10 日～令和 7 年 1 月 31 日まで
- ・申請台数：1 事業者あたり 4 台
- ・予算額：約 2 8 億円
- ・廃車を伴わなくても補助金申請ができます。（廃車の有無により補助金額は異なります）
- ・リースの場合は、リース会社（所有者）が申請者となり、リース料金の減額によって運送事業者に補助金を還元します。
- ・審査は申し込み順に行いますが、予算残額が 2 割程度に達した場合には当該日付以降は申し込み順の審査は行わず、当該日付から令和 7 年 1 月 31 日までに申し込みのあったすべての申請者に対して審査を行います。また予算残額を超える申請があった場合には、抽選により補助事業を実施します。
- ・受付状況、予算残額は、弊機構ホームページをご覧ください。 ⇒ ⇒



参考：基準額

・低炭素型ディーゼルトラックの基準額は、車型区分・廃車の有無によって異なります。（下表参照）

車型区分 (車両総重量)		基準額	廃車の有無（廃車要件は下記を参照）		2025年度重量車燃費基準達成車は、区分・廃車有無に関わらず + 5 万円※1 ※1 販売店が発行する達成証明書が必要
			廃車有	廃車無	
大型 (12t超)	2 T G、2 R G	75万円	50万円		
	2 P G	50万円	37.5万円		
中型 (7.5t超～12t以下)	2 T G、2 R G	42万円	28万円		
小型 (3.5t超～7.5t以下)	2 T G、2 R G	15万円	10万円		

廃車要件（廃車（永久抹消）を伴う場合）

- ・平成 25 年度以前初度登録の事業用トラックであること
- ・令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日の間に廃車（永久抹消）するもの
- ・使用者名が新車登録する車両の所有者名（リースの場合は使用者名）と同一であること
- ・導入する車両と同じ車型区分以上であること
- ・廃車するまで過去 1 年、継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたもの
- ・廃車日の 6 カ月前の期日における自動車検査証が有効であり、一定距離の走行をしていること その他詳細は、[弊機構ホームページを参照ください。](#)

問い合わせ先



一般財団法人 環境優良車普及機構 補助事業執行部 低炭素型ディーゼル車普及事業
 TEL：03（5341）4577 FAX：03（5341）4578
 メールアドレス：hojokin@levo.or.jp
 ホームページ：<https://www.levo.or.jp/subsidy/diesel/>

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること ・ 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること ・ 高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している ・ 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし） 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補上助限率額	補助率：1/2	補助率：3/4	
	上限額：100万円 (消費税を除く)	上限額：30万円 (消費税を除く)	

※注意事項※

- ・ 複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・ 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・ この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・ 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
 ※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



- ◆ 60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。

● 具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります ●

(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)(※1)
 - ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
 - ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
 - ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
 - ◆ 階段への手すりの設置(※1)
 - ◆ 高所作業台の導入(自走式は含まず。床面から2m未満の物)
- (※1)法令違反状態の解消を図るものではないこと

水場における防滑性能の高い床材等の導入



従業員通路への凍結防止装置の導入



転倒防止対策
リーフレット



労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう 🔍 検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策(腰痛予防対策)

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入(乗用タイプは含まず)
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入



(ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策(熱中症防止対策)

- ◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場(※2)における休憩施設の整備
- (※2)労働安全衛生規則第587条に規定する暑熱に対する作業環境測定を行うべき屋内作業場が対象
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの導入(初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外)

体温を下げるための機能のある服の導入



(エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策(交通災害防止対策)

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

★ 労働者ごとに費用が生じる対策(高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等)については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

- ◆ 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

・専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

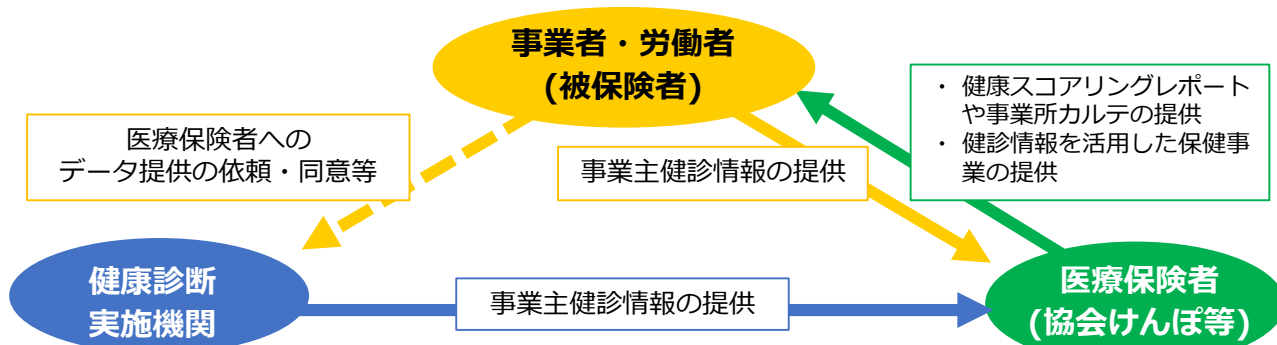
「転倒防止」・「腰痛予防」のための
身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります

- ★ 転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限り(オンライン開催等も含む)
- ★ 物品の購入はできません
- ★ 転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です(メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご確認ください)



「コラボヘルス」とは、医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行することです。

＜コラボヘルス＞



- 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した、労働者の健康保持増進のための取組に要する費用を補助対象とします。

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

● 具体的には、次のような取組が対象となります ●

健康教育、研修等

健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等（オンライン開催、eラーニング等も含む）
 ➔ 産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの

システムの導入

健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入
 ※初期導入費用のみ
 パソコンの購入は対象外

栄養・保健指導

栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置（健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は除く）

- ★ 物品の購入はできません
- ★ 事業所カルテや健康スコアリングレポートが保険者側の事情により保険者から提供されない場合は、エイジフレンドリー補助金Q & Aをご確認ください ➔



申請に当たっての注意事項（申請方法等は次頁をご確認ください）

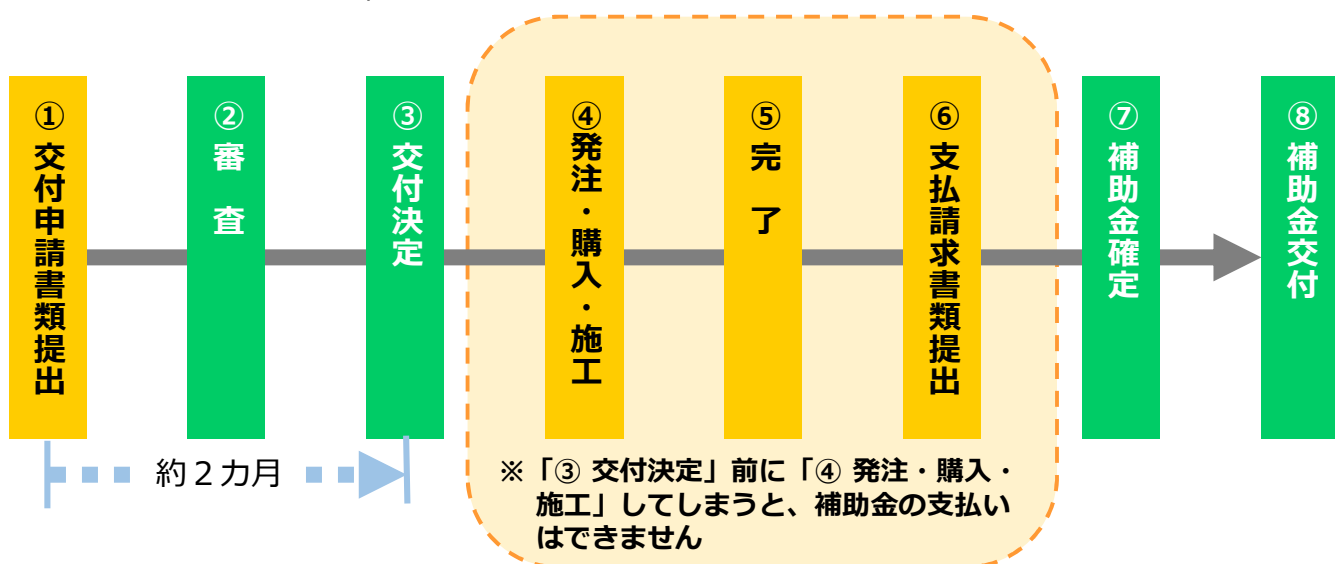
- ◆ この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の交付条件等を確認の上で申請してください。（注）申請内容等の確認のため、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります。
- ◆ エイジフレンドリー補助金の補助対象となる対策に対して、別途補助金（助成金を含む）が交付されている場合（もしくは交付される予定がある場合）は、エイジフレンドリー補助金を利用できません。
- ◆ 偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求められます。
- ◆ 交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中であれば異なる対策での申請が可能です（10月申請分除く）。なお、不交付決定（不採択）がなされた対策での再度申請はできませんのでご注意ください。

【財産を処分する場合の承認申請（必要な場合に手続きしてください）】

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。 ■は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2カ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

- ➔ 「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）
- ➔ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用しましょう
エイジフレンドリーガイドライン ➔ <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限

令和7年1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類 送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください
関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません）
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では
送付しないでください

お問合せ先

申請担当	支払担当
電話：03（6381）7507 FAX：03（6381）7508	電話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086

受付時間

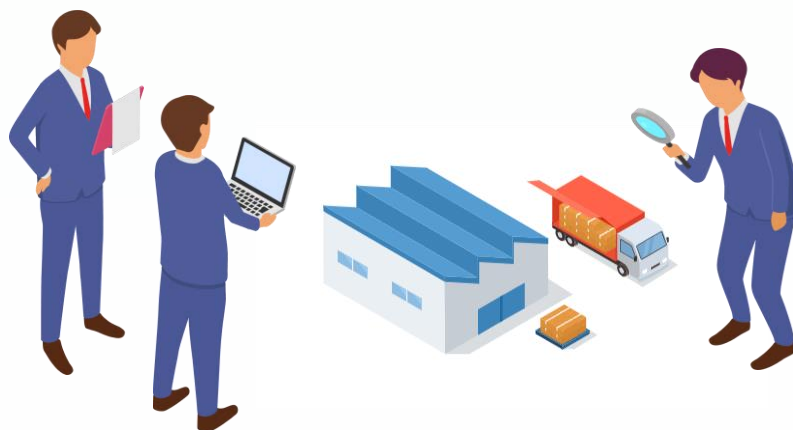
平日10:00～12:00/13:00～16:00
（土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません）
<8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く>

貴社の経営状況の診断から 経営改善・運賃交渉までを 中小企業診断士等が支援します！

経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業

全日本トラック協会では、会員事業者が自社の経営状況を把握し、改善に取り組むとともに、取引先との運賃交渉を行うことを支援するために、「経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業」を実施いたします。

中小トラック運送事業者のコンサルティング経験豊富な診断士が、確かな経営状況の分析を実施し、改善策の提案・社内説明を行い、さらには希望に応じて運賃設定の支援や、交渉資料の作成支援、運賃交渉への同席・説明までをサポートします(※)。



※運賃の決定、運賃交渉における意思決定・意思表示は事業者の判断で行っていただきます。
※交渉の成功等、成果を保証するものではありません。

ステップ1(経営診断)

指定診断士が財務診断、自己診断、現地調査を実施し、経営状況を安全性、収益性、健全性、成長性及び生産性等の様々な観点から分析。その結果を「経営診断報告書」にまとめます。

(実質負担額)

- ・8万円(Gマーク事業者は6万円)
- ・診断士の旅費交通費の一部

※実質負担額:費用16万円(消費税抜き)に対し助成金を活用した場合



ステップ2(経営改善支援)

ステップ1の結果を踏まえ、質疑応答をしながら経営改善策を検討し、助言を行います。また、経営幹部や従業員の方への説明を行い全社体制での取組実施を支援します。

(実質負担額)

- ・3万円(Gマーク事業者は2万円)
- ・診断士の旅費交通費の一部

※実質負担額:費用15万円(消費税抜き)に対し助成金を活用した場合



ステップ3(運賃交渉支援)

ステップ1・2の結果を踏まえ、経営実態に即した原価計算の実施・運賃設定を支援します。また、取引先との交渉のための資料作成を補助し、交渉に同席して資料説明等を行います。

- ※最大4日間稼働。実施期間・内容は協議の上決定します。
- ※運賃の決定、交渉時の意思決定・意思表示は事業者の判断で行っていただきます。
- ※交渉の成功等、成果を保証するものではありません。

(実質負担額)

- ・1日あたり4万円・最大16万円
(Gマーク事業者は1日あたり3万円・最大12万円)
- ・診断士の旅費交通費の一部

※実質負担額:費用1日あたり12万円(消費税抜き)に対し助成金を活用した場合



令和6年度 会員名簿変更のお知らせ

【正会員】

NO.	会社名	区分	新	旧	ページ番号
278	ダイセーエプリー二十四(株)	代表者	依田 美直	古瀬 裕康	17

新規入会員のご紹介

【正会員】

NO.	会社名	代表者名	主たる連絡先	電話	車両数	本店所在地	地区
				FAX			
602	(株)上田工業	東海 裕二	〒939-0251 射水市土合 1264-1	0766-53-5567	普通 5	富山県 射水市	高岡
				0766-53-5568			
603	(有)高岡 クリーン環境	新田 利幸	〒939-0142 高岡市福岡町土屋 685-1	0766-30-3510	普通 8	富山県 高岡市	高岡
				0766-30-3511			

よろしくお願ひします



パスワード

富ト協 HP の会員専用ページは、ユーザー名とパスワードが必要です

ユーザー名:toyama

パスワード:T^{ゼロ}0ruc9

全ト協 HP の会員専用ページは、パスワードが必要です

8/15~9/14:5718

9/15~10/14:6341

2,200社以上のお客様と
支え合って50年！

運送事業者のみなさま

トラックの保険なら中交協が

絶対オススメです！



中交協マスコットキャラクター
ちゅうの助

理由その1

納得のいく共済掛金！

割引制度が充実しているから、掛金が割安。また、新規加入契約時に損害保険会社の優良割引がある方は一定の条件により、準用することもできます。

優良割引

契約車両数により

最高**65~75%**割引

一括契約割引

該当する共済種類ごとに

3%割引

継続契約割引

継続契約の際、同数以上の契約で共済種類ごとに

2%割引

全車両契約割引

事業用車両を全車両(90%以上)契約する場合

3%割引

多数契約割引

共済種類ごとに契約車両数により

1%~10%割引

自賠償共済セット割引

当組合の自賠償共済契約がある対人共済から

2%割引

※割引には一定の諸条件がございます

理由その2

事故を起こさないためのサポートが充実！

豊富な事故防止サービスで事故の根絶につとめています。

- 適性診断の実施
- 講習会の開催
- 各種補助制度
- 各種表彰制度 など

理由その3

組合員様のニーズに合った商品が選べる！

交通共済事業の他にも自賠償共済や、交通共済事業ではカバーしきれないリスクに備えるために損保の商品をご提案し、組合員皆様のリスクマネジメントをトータルに行っています。

相手方への補償

対人共済

対物共済

運転者・搭乗者の補償

搭乗者傷害共済

お車の補償

車両共済

その他の補償

自賠償共済

損害保険
代理店業

さらに、2024年3月1日より

故障時搬送費用特約が新設！

※対人・対物の共済契約がある車両に任意で付帯することができます

お問い合わせ・お申込みは下記までお気軽にお電話ください。

 中部交通共済協同組合

富山事務所

〒939-2708

富山市婦中町島本郷1-5

TEL(076)425-0010

16

詳細は、
ホームページへ

中交協



スマホにも
対応しています！

www.chukokyo.jp



19000684

(富山県トラック会館内)

FAX(076)425-0014

9月の行事予定

- 3日(火) 改善基準告示説明会(TLC)
- 4日(水) 改善基準告示説明会(トラック会館)
- 9日(月) 物流セミナー(ボルファートとやま)
- 10日(火) 物流セミナー(高岡市生涯学習センター)
- 11日(水) 2024年問題対策セミナー(トラック会館)
- 24日(火) 四支部対抗チャリティゴルフ大会
- 26日(木) 適正化事業実施機関評議委員会(トラック会館)

令和6年度 秋の全国交通安全運動

ゆずりあう 心でひろがる 無事故の輪

9月21日(土)～9月30日(月)